

裁 判 所	福岡高等裁判所那覇支部
事 件 番 号	令和５年（行ケ）第５号
事 件 名	地方自治法第245条の8第3項の規定に基づく埋立地用途変更・設計概要変更承認命令請求事件
判決年月日	令和５年12月20日
判 示 事 項	1 地方自治法245条の8第1項にいう「都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定(中略)に違反するものがある場合」に該当する場合 2 地方自治法245条の8第1項にいう「本項から第8項までに規定する措置以外の方法」の意義 3 地方自治法245条の8第1項にいう「それを放置することにより著しく公益を害することが明らか」の意義 4 都道府県知事がした埋立地用途変更・設計概要変更承認申請に対する不承認処分は、公有水面埋立法の規定に違反することを理由に、法令所管大臣の裁決により取り消され、最高裁判所判決においては、都道府県知事が上記不承認処分と同一の理由に基づいて上記申請を承認しないものであり、地方自治法245条の7第1項の「法令の規定に違反していると認めるとき」に該当するとして、上記申請を承認するよう求めた是正の指示が適法である旨の判断がされたところ、都道府県知事は、同判決を受けた後も何ら対応せず、上記申請を承認していないのであるから、上記申請に対する都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行については、上記規定に違反し、同法245条の8第1項の「法令の規定(中略)に違反するものがある場合」に該当し、同条所定の代執行等の措置以外の方法により法定受託事務である上記申請に係る都道府県知事の事務の適正な執行を図ることが困難であり、甚だしく社会公共の利益を害するとされた事例
判 決 要 旨	1 地方自治法245条の7第1項にいう「法令の規定に違反している」と認めるときに該当する場合には、同法245条の8第1項所定の「都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定(中略)に違反するものがある場合」に該当する。 2 地方自治法245条の8第1項にいう「本項から第8項までに規定する措置以外の方法」とは、同法に定める法定受託事務の適正な執行を図るための措置をいい、具体的には、同法245条の7の規定に基づく是正の指示等がこれに当たる。 3 地方自治法245条の8第1項にいう「それを放置することにより著しく公益を害することが明らか」である場合とは、都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該法令を所管する各大臣の処分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、それを放置することによる社会公共の利益に対する侵害の程度が甚だしい場合のことをいう。

	4 〈略〉
事案の概要	沖縄防衛局は、沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立てに関し、沖縄県知事から公有水面埋立法 42 条 1 項に基づく埋立承認処分を受けていたが、その後、一部海域の地盤改良工事を追加するなどのために、沖縄県知事に対し、同条 3 項において準用する同法 13 条ノ 2 第 1 項に基づき、埋立地の用途及び設計の概要に係る変更の承認の申請（以下「本件変更承認申請」という。）をした。しかし、沖縄県知事が本件変更承認申請を不承認とする処分（以下「本件変更不承認処分」という。）をしたことから、沖縄防衛局は、本件変更不承認処分を不服として、公有水面埋立法の法令所管大臣である国土交通大臣に対し、地方自治法及び行政不服審査法に基づく審査請求をしたところ、同大臣は、本件変更不承認処分を取り消す裁決（以下「本件裁決」という。）をした。 その後、国土交通大臣は、沖縄県に対し、本件変更承認申請について承認するよう勧告し、さらに、地方自治法 245 条の 7 第 1 項に基づき、是正の指示をした（以下「本件是正の指示」という。）。 これに対し、沖縄県知事は、本件裁決及び本件是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会に対し、それぞれ審査申出をしたが、同委員会は、本件裁決に関する審査申出につき、これを却下する旨の決定をし、本件是正の指示に関する審査申出につき、本件是正の指示は違法ではない旨の決定をした。さらに、沖縄県知事は、本件裁決及び本件是正の指示に係る上記各決定を不服として、地方自治法 251 条の 5 第 1 項 1 号に基づき、本件裁決及び本件是正の指示がそれぞれ違法な国の関与であると主張し、それらの取消しを求めて、福岡高等裁判所那覇支部に訴えを提起したが、同裁判所は、本件裁決に関する訴えにつき、これを却下する旨の判決をし、本件是正の指示に関する訴えにつき、請求を棄却する旨の判決をした。沖縄県知事は、これらの各判決に対してそれぞれ上告受理の申立てをしたが、最高裁判所第一小法廷は、本件裁決に関する申立てにつき、上告審として受理しない旨の決定をし、本件是正の指示に関する申立てにつき、上告審として受理した上で、上告を棄却する旨の判決をした。 しかし、沖縄県知事は、その後も本件変更承認申請を承認しなかった。 本件は、国土交通大臣が、沖縄県知事に対し、同法 245 条の 8 第 1 項に基づき、本件変更承認申請を承認するよう勧告し、さらに、同条 2 項に基づき、本件変更承認申請を承認するよう指示したが、沖縄県知事が本件変更承認申請を承認しないことから、国土交通大臣が、福岡高等裁判所那覇支部に対し、同条 3 項に基づき、本件変更承認申請を承認すべきことを沖縄県知事に命じる旨の裁判を請求した事案である。
訟 務 月 報	70 巻 8 号